

## 争論

# 生協・協同組合における 「共益」と「公益」

われわれが協同組合に対して描くイメージは、ひとことでいえば、「組合員による組合員のための組合員の協同組合」とまとめられないだろうか。生協で言えば、消費者が出資し、消費者が運営に携わり、消費者のための事業と運動を展開するのが生協である、ということになる。農協は農業者の協同組合であり、漁協は漁業者の協同組合である。

ところが国連総会が国際協同組合年に期待しているのは、「社会経済開発のための協同組合」であるという。どうやら国連は、消費生活の向上だとか、農民の所得増というだけでなく、社会全体が抱える問題の解決を協同組合に期待しているらしい。しかし生協や農協や信用組合に、そんなことができるのか。諸外国の協同組合はこうした期待にどう応えているのか。そうした海外の協同組合の経験は、日本の生協に何を教えるのか。

このような問題意識から、くらしと協同の研究所では生協総合研究所と共同で、国際協同組合年記念国際シンポジウム「社会経済開発における協同組合の可能性：共益と公益」を開催した（2012年11月24日、コブイン京都）。その記録は『生協総研レポート』として生協総合研究所より刊行される予定であるが、ここでは、そこで提起されたひとつの問題を考えてみたい。それは、

生協は「共益」（組合員の利益）と「公益」（社会全体の利益）をどう考えるべきかという問題である。

同シンポジウムの第1報告者ジョンストン・バーチャル教授（英国スターリング大学応用社会科学部）は、ヨーロッパやアフリカの協同組合を調査・研究した経験に基づき、協同組合は組合員組織なのであるから、あくまで組合員の利益を協同で追求すること、すなわち「共益」を追求することが本義であり、公共の利益＝「公益」の追求は、それに成功した後に、その「副産物」としてもたらされるものだという。本「争論」では、バーチャル教授の講演の後半部分を訳出したが、講演の全体は上掲『生協総研レポート』を参照されたい。

一方、こうした考え方に対して杉本貴志教授（関西大学商学部）は、そうした20世紀型協同組合の視野を超えて、21世紀の協同組合は「公益」を出発点に置いた「共益」を追求すべきだと説く。組合員組織であっても、公益に反した共益の追求は許されないというのである。

いま協同組合研究者は、こうしたマルチ・ステークホルダー型協同組合（多様な利害関係者を考える協同組合）論を展開している。協同組合運動の現場で、生協の役職員・組合員はどう評価されるだろうか。